

# 富里市家畜改良事業補助金交付要綱

(平成19年3月30日告示第100号)

改正 平成22年1月26日告示第11号 平成25年3月25日告示第53号  
平成28年3月31日告示第64号 平成31年3月29日告示第91号  
令和4年3月18日告示第34号 令和4年3月31日告示第60号  
令和5年3月14日告示第30号

(目的)

第1条 この要綱は、畜産物の生産性及び品質向上のため、家畜改良を推進し、もって畜産振興に資することを目的とする。

(補助対象者)

第2条 補助の対象者は、別表に定める畜産関係団体(以下「団体」という。)とする。

(交付)

第3条 団体が行う事業に対し、富里市補助金等交付規則(平成19年規則第10号。以下「規則」という。)及びこの要綱に基づき、予算の範囲内において補助金を交付する。

(補助対象経費、補助金額等)

第4条 補助の対象となる経費、補助率等は、別表のとおりとする。

(交付申請)

第5条 団体は、規則第5条の規定により補助金の交付の申請をしようとするときは、4月末日までに、補助金等交付申請書に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 前年度決算書

(交付の決定)

第6条 市長は、前条に規定する交付申請があった場合は、速やかに内容を審査し、適正と認めるときは、規則第8条の規定により団体に通知するものとする。

(実績報告)

第7条 団体は、補助事業が完了したときは、規則第15条の規定により事業完了の日から30日以内又は当該年度の3月31日のいずれか早い日

までに市長に補助事業等実績報告書を提出しなければならない。

(交付額の確定)

第8条 市長は、前条に規定する実績報告があった場合、速やかに内容を審査し、適当と認めたときは、規則第16条の規定により団体に通知するものとする。

(交付の請求)

第9条 団体は、規則第18条の規定により補助金の交付を請求しようとするときは、補助金等交付請求書を市長に提出しなければならない。

(概算払の請求)

第10条 団体は、規則第19条の規定により補助金を概算払又は前金払により交付を受けようとするときは、補助金等概算払（前金払）等交付請求書を市長に提出しなければならない。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成19年4月1日から施行する。

(失効)

2 この告示は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。

附 則（平成22年1月26日告示第11号）

この告示は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成25年3月25日告示第53号）

この告示は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月31日告示第64号）

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成31年3月29日告示第91号）

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（令和4年3月18日告示第34号）

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（令和4年3月31日告示第60号）

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和5年3月14日告示第30号）

この告示は、公示の日から施行する。ただし、第34条の規定は、令和5年4月1日から施行する。

別表（第2条、第4条関係）

区 分	補助対象者	補助対象経費	補助率及び補助金額
共進会出品奨励	J A 富里市	県・郡で開催される牛・豚共進会に出品した奨励費 ただし、肉牛については郡に限る。	種豚 1頭当たり 5,000 円 肉豚 1組当たり 3,000 円 乳牛 1頭当たり 10,000 円 肉牛 1頭当たり 5,000 円
優良種豚登録	富里市指定種豚場会議	種豚登録費及び産子検定費	事業費の3分の1以内
優良乳用牛導入	富里市酪農組合	血統登録した優良な未經産牛の購入費	事業費の3分の1以内
乳用牛人工授精液購入	富里市酪農組合	乳用牛を生ませるための人工授精液の購入費	事業費の3分の1以内